

【83】産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム)(新規)

平成20年度概算要求額:4,839百万円の一部
(大学知的財産本部整備事業 平成19年度予算額:2,955百万円)

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成25年度

主管課

研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室(室長:小谷 和浩)

関係課

事業の概要

(目的)

平成15年度からの大学知的財産本部整備事業により、対象となった大学等をはじめとして、知的財産の機関一元管理の体制や知的財産ルール策定など知的財産に関する整備が進み、知的財産本部は産学官連携を支える組織として重要な役割を担いつつある。また、一部の大学では、知的財産本部と産学官連携を担う部門、さらには技術移転機関などとの連携の下に、知的財産の権利化やライセンスのみならず、共同研究や事業化支援、人材育成、特許権以外の知的財産権の管理・活用や、ノウハウライセンスや有体物提供による技術移転など、多面的な産学官連携活動を行う体制へと移行する動きが進みつつある。

今後は、各大学、大学共同利用機関、高等専門学校(以下「大学等」という。)の規模、教育研究分野、地域等の多様な特性を踏まえ、大学等の産学官連携活動が失速することなく、知的財産戦略などが十全に展開されるよう、その主体的かつ多様な特色ある取組を、国公私立大学等を通じて支援し、知的財産活動をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上を図る。

(事業の対象)

- ・ 大学等の主体的で多様な取組のうち、大学等の自己財源では実施が困難であるが、国として政策的観点から積極的に促進すべき活動や、個別大学等の枠を越えた活動を支援。
- ・ 知的財産体制が脆弱な大学等(人文社会系を含む)について、大学等の自己財源では実施が困難な活動や、体制強化のための取組を支援する。

必要性

(事業の背景等)

「第3期科学技術基本計画」においては、「社会・国民に支持され、成果を還元する科学技術」を基本姿勢の一つとしている。さらに、平成18年12月には、教育基本法の改正が行われ、これまでの教育・研究という大学の役割に、「大学で生まれた成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与する」という社会貢献が新たな使命として明確に位置付けられた。

このような中、イノベーションの創出を通じて、大学等の研究開発の成果を社会・国民に還元する努力を強化することが求められており、「経済財政改革の基本方針2007」や「長期戦略指針『イノベーション25』」、「知的財産推進計画2007」や「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」等において、産学官連携の強化を図ることが指摘されている。

イノベーションの創出のためには、国内のみならず国際的な視点に立った知的財産戦略が重要であることから、国際的に通用する知財人材の育成や大学等の知的財産本部の国際機能の強化等を図ることにより、これまで大学等で取り組まれてきた知的財産活動が失速することなく、知的財産戦略が十全に展開されるよう、その主体的かつ多様な取組の支援などが求められている。

(本事業に関する政策文書)

- ・ 「経済財政改革の基本方針2007」(H19.6.19 閣議決定)
- ・ 「長期戦略指針『イノベーション25』」(H19.6.1 閣議決定)
- ・ 「知的財産推進計画2007」(H19.5.31 知的財産戦略本部)
- ・ 「平成20年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針」(H19.6.14 総合科学技術会議)
- ・ 「知的財産戦略について」(H19.5.18 総合科学技術会議)
- ・ 「成長力加速プログラム」(H19.4.25 経済財政諮問会議)
- ・ 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(H19.4.26 文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

効率性

各大学等における知的財産戦略などが十全に展開されるよう、各大学等の主体的で多様な取組のうち、大学の自己財源では実施が困難であるが国として政策的観点から積極的に促進すべき活動や個別大学等の枠を越えた活動に特化して支援することにより、我が国の知財活動をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上に寄与することが認められ、効率性の観点から妥当である。

(事業アウトプット)

知的財産に関する現在の産学官連携活動における課題をメニュー化し、モデルとなる各大学(のべ110大学)の戦略的な展開を支援する。

- ・ 20大学程度を対象に国際的な産学官連携推進体制を強化することにより、国際競争力のある知的財産の創出・管理・活用を図る。
- ・ 10大学程度を対象に起業相談、起業家教育など大学発ベンチャーの事業化支援体制を強化することにより、大学発ベンチャーの創出と持続的発展を図る。
- ・ 10大学程度を対象にライフサイエンス分野など、特定分野の知財管理・活用体制を強化することにより、研究成果の活用を図る。
- ・ 30大学程度を対象に地方自治体との連携や国公立大学間・コンソーシアム形成など、地域における産学官連携体制を強化することにより、地域の中小企業や農林水産業を含めた地場産業の活性化を図る。
- ・ 10大学程度を対象に産学官連携業務の現場において、優れた資質を有する若手知財専門人材の養成を行うとともに新たな人事システムの導入を行い、大学内部の専任人材の増強を図る。
- ・ 30大学程度を対象に知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動(人文社会系を含む)を支援することにより、小規模大学等や地方大学等における国際的な水準の研究成果やコンテンツ等のシーズの活用を図る。

(事業アウトカム)

支援した大学の先駆的な取組により、我が国の知財活動のピークが引き上げられるとともに、ノウハウの普及により裾野が拡大され、知的財産をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上が図られる。

有効性

(施策目標)

施策目標5-2 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

(得ようとする効果及びその達成見込み)

[得ようとする効果]

本事業により、大学における知的財産の管理・活用体制について、国際的な産学官連携推進体制や地域における産学官連携体制等を強化することにより、大学における知的財産の創出を刺激・活性化するとともに、大学発の研究成果の産業化を拡充することにつながる。例えば、平成22年度における外国企業との共同研究実績を18年度の約6倍以上とする等により、海外特許出願件数の増加が見込まれる。このほか、地域・大学間における産学官連携体制の強化や知的財産体制が脆弱な大学等の支援及び他の施策とあいまって、「大学発特許取得件数を平成12年から平成22年までの10年間で15倍に増加させる」(達成目標5-2-4)や「大学発特許実施件数(大学等の機関帰属)を平成15年から平成20年の5年間で3500件に増加させる」(達成目標5-2-5)の目標達成が見込まれる。

[その達成見込み]

平成18年度の産学連携実施状況によると、外国企業との共同研究実績では15年度と比較して、約5.5倍に増加している。また、国立大学の国内特許出願件数では、15年度と比較して約6倍に増加しているが、海外特許出願件数は約3倍程度にとどまっている。このような状況を踏まえれば、今後、国際的な産学官連携推進体制を強化することにより、海外特許出願件数の増加が見込まれる。このほか、地域・大学間における産学官連携体制の強化や知的財産体制が脆弱な大学等の支援及び他の施策とあいまって、「大学発特許取得件数」及び「大学発特許実施件数」の達成は十分見込まれる。

公平性、優先性

本事業では、既に基盤となる体制が整備された大学から知的財産体制が脆弱(人文社会系を含む)な大学等まで、国公立大学等を対象とする予定であり、公平性は担保できると判断する。

また、本事業については、上記政策文書にその必要性が強く求められており、文部科学省における「平成20年度概算要求等に向けた基本施策等について」においても基本施策として位置付けられていることから、本事業の優先度は極めて高いといえる。

18年度実績評価結果との関係

5 - 2 - 4「今後の課題及び政策への反映方針」において「モデルとなる大学等において国際競争力のある知的財産の創出等を図るための産学官連携体制を整備し、大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得を促進するとともに、知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動を支えるための大学間の連携や大学とTLOの連携等の多様な取組を推進する。」と記載されている。

広報計画

特になし

備考

(評価に用いた数値・データ等の算定方法、出展等)

- ・ 平成18年度における国公立大学の知的財産の管理・活用体制の整備状況や特許出願数などの知的財産の創出・管理・活用状況等について調査を実施
- ・ 平成18年4月に大学知的財産本部整備事業対象機関(43機関)に対して「外国企業等との産学連携実績等について」調査を実施。

グローバルスタンダードの産学官連携の推進体制整備 産学官連携戦略展開事業【戦略展開プログラム】(平成20年度～)

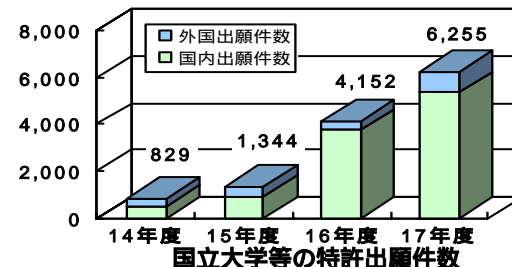
- 知財本部の「基盤整備」から、知的財産の「戦略的な展開」支援でイノベーション創出体制を強化 -

大学知的財産本部整備事業（平成15年度～19年度）：19年度予算額30億円

原則機関帰属への移行の本格化を踏まえ、大学等における知的財産の創出・管理・活用の基盤整備を図るため、平成15年度より実施（43件）
平成19年度には、国際的な産学官連携の推進体制の整備に着手

【成果の着実な進展】

（体制整備）	副学長等をトップに据えた全学的・横断的な体制の構築 知的財産ポリシーなど基本的な学内ルールの方策 知的財産に関する学内教職員への普及・啓発 機関帰属・出願の決定などの審査体制の確立 知財の管理システムの導入	（実績）	発明届出数や特許出願件数の増加 共同研究・受託研究の件数・研究費の増加 ライセンス件数・収入の増加 大学発ベンチャー数の増加
	等		等



産学官連携戦略展開事業【戦略展開プログラム】(平成20年度～)

イノベーション創出のためには、基本特許の国際的な権利取得、リスクを伴う研究成果の事業化の促進などが不可欠。
このため、国際的な産学官連携の推進や大学発ベンチャーの支援など、我が国の国際競争力の強化を図る上で重要な取組については、国公私立大学を通じて活性化を図ることが必要。
そこで国は、大学の規模、教育研究分野、地域等を踏まえた国公私立大学による主体的かつ多様な産学官連携に係る取組を支援すべき。

課題

共同研究や特許実施の増加など大学等において構築されつつある知財関連活動を失速させてはならない
国際競争力強化や技術流出防止のためには、基本特許の国際的な権利取得が重要
海外企業からの受託・共同研究の実績不足、海外との交渉・契約実務や国際知財人材が不足、海外企業への情報発信が不十分
大学発ベンチャー等のリスクを伴う研究成果の事業化・技術評価が不十分、起業のための人的・社会的基盤が脆弱
ライフサイエンス分野の知財の取扱いと技術に通じた人材の不足
円滑な技術移転のためには、大学知的財産本部とTLOとの連携強化や地域・大学間における産学官連携機能の強化が必要
地方にはまだまだ知財活動基盤が脆弱な国公私立大学が存在

新事業の概要

産学官連携活動が失速することなく、知的財産戦略などが十全に展開されるよう主体的かつ多様な特色ある取組を国公私立大学を通じて支援し、知財活動をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上を図る

これまでの5年間は基盤整備

今後は戦略的な展開を支援

（選考）
・中長期的な“産学官連携戦略”を大学毎個別に作成（資金計画含む）
・全体計画のうち、大学の自己財源では実施が困難かつ国として政策的観点から積極的に促進すべき活動のみを支援（その他は自己財源）
・外部有識者による審査委員会での選考（書面及びヒアリングによる審査）

基盤が整備された大学を対象
【先進的知財戦略プログラム（仮称）】
・基本特許の国際的な権利取得の促進、国際知財人材の育成・確保など、国際的な産学官連携推進体制の強化
・起業相談、起業家教育、ベンチャー・キャピタルとの連携等事業化支援体制の強化
・ライフサイエンス分野等、特定分野の知財管理・活用体制の強化
【地域振興プログラム（仮称）】
・地方自治体との連携や国公私立大学間連携・コンソーシアム形成など、地域における産学官連携体制の強化
【若手知財専門人材育成プログラム（仮称）】
・産学連携業務の現場において、優れた資質を有する若手知財専門人材の養成を図る
新たに基盤の整備が必要な大学を対象
【基盤整備プログラム（仮称）】
・知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動（人文社会系を含む）を支援

